

**豊中市PTA連合協議会
安全互助制度のてびき**

豊中市PTA連合協議会

まえがき

P T Aは、保護者と教職員が“子どもの健全な成長を図る”ことを目的に結成され、学校および家庭における教育に関する理解を深め、その教育の振興に努める活動を行う社会教育関係団体です。

その活動は、子どもの校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため、あらゆる分野にわたりP T A会員相互の学習やその他必要な活動を幅広く展開しています。

豊中市P T A連合協議会では、単位P T A活動および連合協議会活動をより活発に推進し、あわせて会員相互の福祉増進を図ることを目的に、昭和52年（1977年）4月に安全互助制度を設け運用をスタートしました。

P T Aが企画、立案し主催する学習活動および実践活動において、会員およびその子ども、指導者等が参加中もしくは参加するための経路における不慮の事故や賠償に関わる事故の発生に備え、補償制度と見舞金制度を設けています。

皆様方のご協力により、今後ともより一層の制度の充実に努め、P T A本来の目的が達成されるための一助になればと願っています。

今後とも、本制度に対するご理解とお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

豊中市P T A連合協議会

目 次

○ 安全互助制度の目的とその仕組み	1
○ 補 償 制 度.....	2
〈傷害補償〉	
〈賠償補償〉	
○ 見 舞 金 制 度.....	4
○ 事故が発生した場合の手続き	5
○ 提出書類記入例・様式	8
○ 豊中市P T A 連合協議会安全互助制度規則	12

安全互助制度の目的とその仕組み

1. 豊中市PTA連合協議会の安全互助制度（以下「安全互助制度」という。）は、PTA活動で不慮の事故にあい、ケガや死亡した場合に、保険金や見舞金を給付し、もってPTA活動をより活発にし、あわせて会員相互の福祉増進をはかることを目的につくられた制度です。

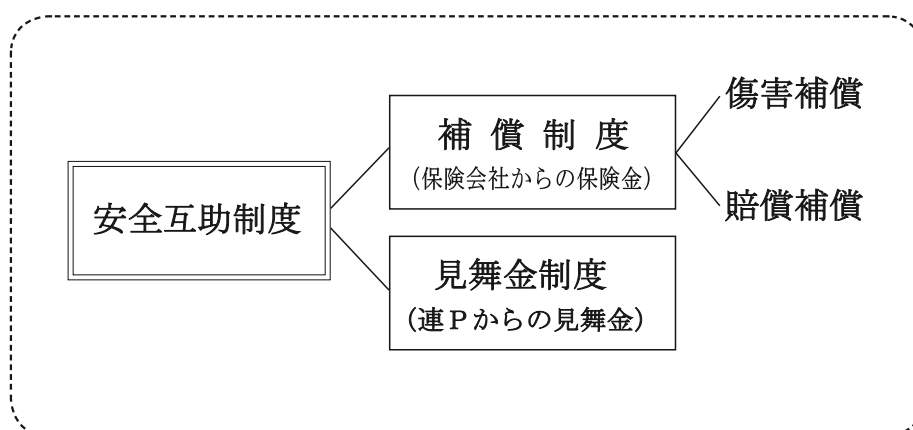
この制度に該当する事故が起こった場合には、加入している損害保険会社の「補償制度」から被災者に対して補償金が、また、「見舞金制度」から被災者に対して見舞金が給付されるという仕組みになっています。

「補償制度」の中には、ケガや死亡に対して補償金を給付する「傷害補償」と、行事等の実施の際に、その管理・運営上の不備が原因で起こった事故に対して、主催者または共催者である単位PTAまたはPTA連合協議会が、法律上の賠償責任を負う場合の「賠償補償」があります。

2. この制度への加入は、単位PTAごとになっています。

3. 加入に伴う負担金は、 $(5月1日現在の家庭数 + 教職員数) \times 63円$ （年間）です。負担金は、補償制度による給付を受けるための保険会社への掛金と、安全互助制度の見舞金等に充当されます。

4. 補償の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなります。



補償制度

1. 傷害補償

単位PTA、PTA連合協議会が主催・共催するPTA行事に参加中（行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含む）、PTA会員（同居親族含む）、児童・生徒などがケガをした時、補償します。

※①PTA行事に参加中とは、PTAの指揮監督および指導下をいいます。

②PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催・共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問わない）に基づく手続きを経て、決定されたものをいいます。

（1）補償される傷害事故例

PTA行事に参加中「急激」かつ「偶然」な「外来」の身体上の事故が対象になります。

- ①バレーボール大会（当日および参加のための練習中）でケガをした。
- ②学校の運動会でPTAが参加する演目があり、そこで保護者がケガをした。（保護者のみ）
- ③PTAが調理した弁当を食べた会員が食中毒になった。
- ④ハイキングで誤って岩場から転落し死亡した。

（2）補償されない傷害事故例

- ①児童・生徒のクラブ活動あるいは同好会活動（こども会等）に関する傷害
- ②独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付される児童・生徒の傷害（運動会等）
- ③教職員の公務中の災害
- ④故意に起こした傷害
- ⑤自殺、犯罪行為による傷害
- ⑥疾病（流産、脳疾患、心不全、心筋硬塞など）による傷害、死亡
- ⑦むちうち、または腰痛で他覚症状のないもの
- ⑧熱中症
- ⑨豊中市立小学校夏期休業中プール開放事業（全国市長会市民総合賠償補償保険適用）に関するもの

（3）補償の内容

1名につき	死	亡	120万円
	後	遺	120万円（上限）
	症	傷害補償金	（治療日 1日につき）
		通院	1,000円（90日限度）
		入院	1,500円（180日限度）

※ 傷害第1日目（通院または入院の初日）から支払い。
ただし、いかなる場合においても事故の日より180日をもって限度とします。

2. 賠償補償

単位PTAまたはPTA連合協議会が主催・共催する行事において、その管理・運営上の過失により、PTA会員、児童・生徒あるいは第三者に損害を与えることによりPTAが法律上の賠償を負うとき、被る損害（損害賠償金、裁判費用等）を補償します。

〔説明〕

行事に主催・共催するPTA側に過失があり、その過失が原因で事故が発生した場合、PTAは被害者から訴訟されると否とにかかわらず、法律上損害賠償の責任を負うこととなります。この損害賠償責任に対する補償をするのがこの制度です。

なお、法律上の賠償責任といっても、過失の軽重、あるいは過失相殺等が補償額に影響するため、問題の解決に当たっていろいろ難しい点もあります。特にPTAの賠償例については、活発な活動にもかかわらず、これまで際立った判決例もないため、例えば、自動車事故のように事例を整理して説明するのは困難です。

従って、賠償事故が発生した場合、必要に応じ「事故処理委員会」を設置することにより、公正を期します。

なお、補償請求にあたっては、物損の場合のみ、後日証拠書類として写真をご提出いただくこととなります。

(1) 補償される賠償例

- ①PTA主催のハイキングで、責任者が監視を怠ったことにより児童が転落死した。
- ②PTA主催の講演会で、誘導ミスにより群衆が将棋倒しとなり多数が負傷した。
- ③PTA主催の花火大会で、花火が爆発し観客にケガをさせた。

(2) 補償されない事故例

- ①児童・生徒のクラブ活動、あるいは同好会活動（こども会など）に関する事故
- ②単位PTA会長、連合協議会長が被った事故。ただし、傷害補償金は支払われます。
- ③独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付される児童・生徒の傷害（運動会等）
- ④教職員の公務中の災害
- ⑤故意に起こした事故
- ⑥自動車による事故
- ⑦食中毒による事故
- ⑧地震、噴火、津波による事故

(3) 補償の内容（支払い限度額）

〈身体〉

1名につき 2,000万円（限度）、1事故につき 1億円（限度）

〈財物〉

1事故につき 10万円（限度）

※免責 1,000円

見舞金制度

P T A会員、児童・生徒ならびに活動の指導にあたる指導員その他理事会で認める者が、P T A活動中（P T Aが主催・共催する行事、及び行事等に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含む）にケガをした時、またはそのケガが原因で死亡した時、見舞金を給付します。

■見舞金の対象と給付額（1事故につき）

①入院		10,000円
②手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手数料の算定対象として列挙されている手術	10,000円
③通院	保険適用患者負担額が10,000円以上の場合	3,000円
④死亡および後遺症 (1～3等級)		50,000円

注1. …後遺症（1～3等級）とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第一及び第二に規定する等級をいう。

注2. …手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手数料の算定対象として列挙されている手術をいう。（対象外：創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン（感染、壊死組織を除去し創を清浄化することで他の組織への影響を防ぐ外科処置）、骨又は関節の非観血的（粘膜や皮膚を切開せずに行う治療行為）又は徒手的な整復術・整復固定術（手を用いて関節の脱臼や骨折を治す方法）及び授動術（関節を動くようにする手術の総称）、抜歯手術）

注3. …番号①と③が重複した場合は、①の金額を支給するものとする。

事故が発生した場合の手続き

提出書類

P T Aが主催および共催する行事で事故が起き、医療機関等で手当てを受けた場合は、事務局に連絡するとともに次の書類を提出してください。

【傷害事故（ケガ、死亡）の場合】

傷害事故報告書（災害給付申込書）

入院の有無・手術の有無等、必要事項を記入のうえ、P T A会長の印を押して、学校を通じて豊中市P T A連合協議会事務局（教育委員会事務局社会教育課内）まで、学校連絡便か郵送、持参にて提出してください。

（傷害事故報告書様式 ⇒ [9ページか豊中市P T A連合協議会ホームページ](#)）

〈 傷 害 補 償 〉

保険会社が必要とする書類

補償金として保険会社から通院日数1日につき1,000円（入院の場合1日につき1,500円）の保険金が支払われます。保険会社から被災者あてに保険金請求書類が送られます。必要事項を記入し、保険会社に返送してください。

名簿または在学証明書

保険金の請求にP T A会員の子の在籍する在学証明書が必要です。在学証明書を事務局に送付するよう、学校に依頼してください。

〈 見 舞 金 〉

領収書

保険適用患者負担額10,000円以上の場合、領収書（写し）が必要です。

【賠償事故の場合】

①賠償事故報告書

賠償事故の場合は、まず事務局に連絡してください。

また、賠償事故報告書に必要事項を記入し、P T A会長押印のうえ事務局まで送付してください。

（賠償事故報告書様式 ⇒ [11ページか豊中市P T A連合協議会ホームページ](#)）

見舞金、補償金の支払い

①補償金

委託損害保険機関が補償金を決定し、被災者個人の銀行口座に振り込みます。

②見舞金

必要書類受領後、事務局より給付要件を確認し被災者個人の銀行口座に振込みます。

③賠償事故

事故の内容に応じて、別途事故処理委員会（豊中市PTA連合協議会役員、当該単位PTA会長、損害保険会社で構成し、必要に応じて第三者を加える）をその都度設置し、責任の有無および被災者への補償金額等を決定し、委託損害保険機関が被災者個人の銀行口座に振り込みます。

書類提出先

豊中市PTA連合協議会事務局（豊中市教育委員会事務局 社会教育課内）
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 電話（06）6858-2582

※補償制度に関する事務取扱いは、下記の機関が行います。

委託損害保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

委託事務取扱代理店

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 大阪支店

樋谷…義明（つちたに…よしあき）

〒541-0048 … 大阪府大阪市中央区瓦4-1-2

損保ジャパン日本興亜大阪ビル10階

TEL：06-6210-2852 FAX：06-6210-2853

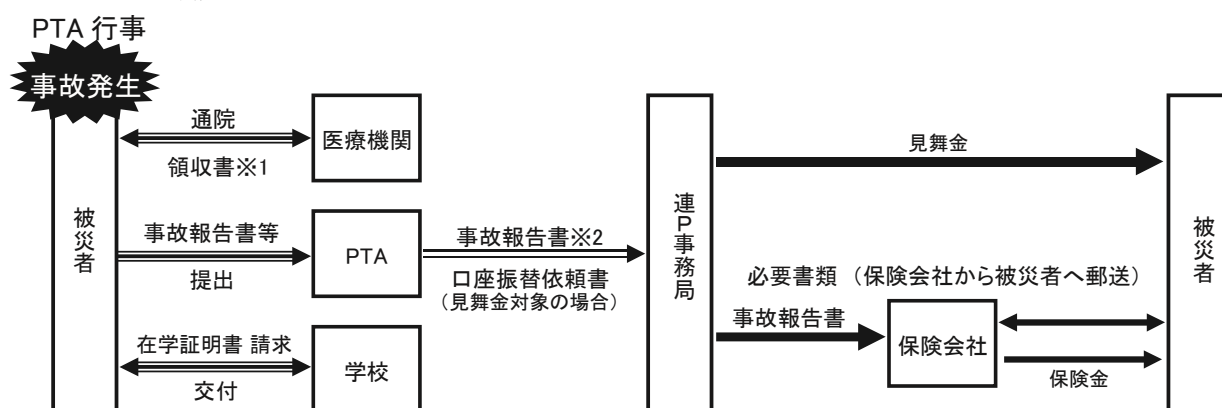
E-mail：y.tsuchitani@sjnk-is.co.jp

※本制度に関して不明な点がございましたら、見舞金制度については豊中市PTA連合協議会事務局、補償制度（傷害補償・賠償補償）については上記事務取扱代理店にお問い合わせください。

【保険金（通院費・入院費等）・見舞金の給付内容と手続きに必要な書類】

制度の分類	保険金〔傷害補償制度〕	見舞金〔見舞金制度〕
対象となる 傷害の範囲	通院治療日数1日以上のケガ 死亡	①入院 ②手術 公的医療保険制度における医 科診療報酬点数表に、手数料の算定対 象として列挙されている手術 ③通院 保険適用患者負担 10,000円以上の場合対象 ④死亡および後遺症（1～3等級）
補償（見舞） 金額	死 亡 120万円 後遺症 120万円まで 傷 害 通院 1,000円×通院日数 （90日まで） 入院 1,500円×入院日数 （180日まで）	（1事故につき） ①入院 10,000円 ②手術 10,000円 ③通院 3,000円 ④死亡および後遺症（1～3等級） 50,000円 ※①、③が重複する場合①の金額
必 要 書 類	傷害事故報告書（災害給付申込書） ※ケガをして医療機関にかかったときは、事故報告書を提出してください。	
	○ P T A 会 員 の 子 の 在 学 証 明 書 （学校が事務局に提出） ○ 保 険 会 社 が 必 要 と す る 書 類 （自宅に直接郵送されます。 提出先は下記と異なります。）	○ 領収証または内容を証明するものの写し
提 出 先	豊中市 P T A 連 合 協 議 会 事 務 局 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市教育委員会事務局 社会教育課 社会教育係内 （豊中市役所 第一庁舎 6階） TEL：06-6858-2582 FAX：06-6846-9649	

〈請求手続手順〉



※1 領収書は通院（保険適用患者負担額の合計が10,000円以上対象）の場合、PTA代議員を通じて事務局までご提出ください
 ※2 事故報告書は、手術、入院の有無を記載のうえ、在学証明書と合わせてPTA代議員を通じて事務局までご提出ください

被災者 ⇒⇒
 PTA(代議員) ⇒⇒
 事務局・保険会社 ⇒⇒

記入例

(様式第1号)

傷害事故報告書
(災害支給申込書)

年 月 日

豊中市PTA連合協議会
生活安全委員長 様

単位PTA名 ○○小学校PTA
会長名 甲野次郎 甲野 印

下記のとおり事故が発生いたしましたので、報告します。
記

○○小学校PTA会長印

事故が起こった時の事業名	PTAソフトボール大会※
被災者	ふりがな (36 歳) 名前 おおさか たらう 大阪太郎 ①. 会員 2. 児童・生徒 3. 同居の親族 4. 指導員
	住所 豊中市○○町3-15-2 TEL(携帯)○○○-○○○○-○○○○ TEL(固定) ○○-○○○○-○○○○ FAX ○○○○-○○○○
事故月日	○年○月○日(○)午前・午後○時○分
事故場所	(具体的に) ○○小学校校庭
事故状況	(詳細に) PTA主催のソフトボール試合中、2塁ベース上でボールを受けた瞬間に走者が滑り込んできて、ベースを払われ転倒、左上腕骨を骨折した。

※PTA行事であることを明確にご記入ください。

入院の有無 有・無

手術実施の有無 有・無

※代議員は、被災者または保護者として「入院の有無」「手術実施の有無」を確認いただき、上記をご記入ください。
提出の際に、それぞれ必ず有・無のどちらかを○囲みしてください。治療機関の領収書(写し)を添付いただくとともに、被災者または保護者として、ご提出ください

私は、見舞金支給事務局(教育委員会事務局 生涯学習課)が見舞金支給事務に活用する必要がある場合は、補償制度委託事務に提出の際に、被災者または保護者に記入してもらって、ご提出ください

被災者または保護者

傷害事故報告書 (災害支給申込書)

年 月 日

豊中市PTA連合協議会
生活安全委員長 様

単位PTA名 _____

会長名 _____ 印

下記のとおり事故が発生いたしましたので、報告します。

記

事故が起こった時の 事業名			
被災者	ふりがな 名前 1. 会員 2. 児童・生徒 3. 同居の親族 4. 指導員		
	住所	TEL(携帯)	— —
		TEL(固定)	— —
		FAX	—
事故月日	年 月 日 ()	午前・午後	時 分
事故場所	(具体的に)		
事故状況	(詳細に)		

入院の有無	有・無	手術実施の有無	有・無
-------	-----	---------	-----

※代議員は、被災者または保護者に「入院の有無」「手術実施の有無」を確認いただき、上記をご記入ください。
※通院（保険適用患者負担額 10,000 円以上）の場合は、治療機関の領収書（写し）を添付いただくとともに、被災者または保護者に裏面もご記入してもらって、ご提出ください

私は、見舞金支給事務局（教育委員会事務局 社会教育課）が見舞金支給事務に活用する必要がある場合は、補償制度委託事務取扱代理店から、私（子）の治療等の情報の提供を受けることを承諾します。

被災者または保護者名 _____ 印

豊中市PTA安全互助制度見舞金等
口座振替依頼書

年 月 日

豊中市PTA連合協議会
生活安全委員長 様

住 所 _____

被災者または保護者名 _____ ㊞

見舞金等の支給については、下記口座への口座振替を依頼します。

(注) 上記お名前と下記口座名義は、同じ人をご記入ください。

記

振込先金融機関	〔 〕 銀行・信用組合・農協 〔 〕 信用金庫・労働金庫 〔 〕 支店						
種 別	普通預金 ・ 当座預金						
口 座 番 号							
フリガナ							
口 座 名 義							

※入院、手術、通院（保険適用患者負担額 10,000 円以上）の場合ご記入ください。

(様式第2号)

賠償事故報告書

年 月 日

豊中市PTA連合協議会
生活安全委員長 様

単位PTA名 _____

会長名 _____ 印

下記のとおり事故が発生いたしましたので、報告します。

記

事故が起こった際の 事業名	
事故月日	年 月 日
事故場所	
事故状況	
賠償の相手	

豊中市PTA連合協議会安全互助制度規則

(目的)

第1条 本制度は、豊中市PTA連合協議会（以下、連合協議会）に所属する小・中学校のPTA（以下「単位PTA」と呼ぶ）会員及び会員の子である児童・生徒及び同居する親族などが、PTA活動及びPTAが共催、後援する事業に参加中、若しくは参加に伴う過程に障害を被った時又は死亡した時、保険制度に加入することにより、傷害補償と賠償補償を行うとともに、傷害見舞金等の支給を行い、もって、単位PTAの活動及び連合協議会の活動をより活発に推進することを目的とする。

(対象)

第2条 本制度の対象は、連合協議会を構成する単位PTAの会員及び会員の子である児童・生徒及び同居する親族などとする。

2 単位PTAは、毎年6月末日までに加入の手続きをしたときは、4月1日にさかのぼってその資格を取得する。

(負担金)

第3条 本制度の負担金は単位PTAが連合協議会に納入するものとし、納入の期限は毎年7月末日までとする。

2 既納の負担金は返還しない。

3 負担金の額は年額とし、毎年5月1日時点の各所在籍児童・生徒の世帯数と教職員数に63円を乗じた金額とする。

(見舞金等)

第4条 傷害の見舞金等の種類は次のとおりとする。

(1) 入院見舞金

(2) 手術見舞金

(3) 通院見舞金

(4) 後遺傷害見舞金

(5) 死亡弔慰金

2 見舞金等は、会員及び会員の子である児童・生徒及び同居する親族など（以下「対象者」という）が、死亡又は傷害のため医師の治療を要した場合に、会員、葬祭を行った者等に対し、別表第1号の定めるところにより支給する。

3 前項の規定による見舞金等は、他の社会保険、連合協議会が加入する保険制度及び医療保険加入の有無と関係なく支給する。

(報告及び支給)

第5条 本制度が適用される事故が発生したときは、単位PTA会長は速やかに所定の傷害事故報告書（災害給付申込書）により、連合協議会生活安全委員長に報告しなければならない。ただし、報告による制度適用の期限は事故発生より1年以内とする。

2 前項の規定による報告を行う場合、必要に応じ、治療機関の領収書または内容を証明するものの写しを添えるものとする。

3 連合協議会生活安全委員長は、前2項の規定により報告があった時は、別表第1号に基づき支給額を決定し、事故の被災者に通知するものとする。

4 見舞金等の支給は被災者に対して行う。

(基金の設置)

第6条 予期せぬ大規模な事故による見舞金等の支出に備える等、連合協議会会計とは別に基金を設置する。

2 基金の額は200万円を目途とする。

(基金の運用)

第7条 基金から生ずる収益は、基金に編入するものとする。

2 基金の運用は、連合協議会役員会で決定し、必要な額を連合協議会会計に繰り入れるものとする。

3 前項の規定以外に、事業年度ごとに連合協議会会計の決算に上過不足が生じた場合、役員会の決定により、基金でもって調整することができる。

4 前項及び前前項において基金を運用した場合は、連合協議会総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第8条 本制度の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本規則は、連合協議会役員会において議決するものとする。

第10条 本規則に定めるもの以外の運営については、連合協議会生活安全委員長が連合協議会役員会にはかり定める。

第11条 本規則は、平成31年4月1日から実施し、本規則設置以前の事故は従前の例による。

別表第1号

(見舞金等支給表)

番号	見舞金等支給の対象となる範囲	見舞金等支給金額
①	入院の場合	10,000円
②	手術実施の場合	10,000円
③	通院の場合（保険適用患者 負担額10,000円以上）	3,000円
④	死亡、後遺症（1～3等級）	50,000円

注1. 後遺症（1～3等級）とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第一及び第二に規定する等級をいう。

注2. 手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手数料の算定対象として列挙されている手術をいう。（対象外：創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン（感染、壊死組織を除去し創を清浄化することで他の組織への影響を防ぐ外科処置）、骨又は関節の非観血的（粘膜や皮膚を切開せずに行う治療行為）又は徒手的な整復術・整復固定術（手を用いて関節の脱臼や骨折を治す方法）及び授動術（関節を動くようにする手術の総称）、抜歯手術）

注3. 番号①と③が重複した場合は、①の金額を支給するものとする。

附 則

平成31年 4月 1日制定

参 考

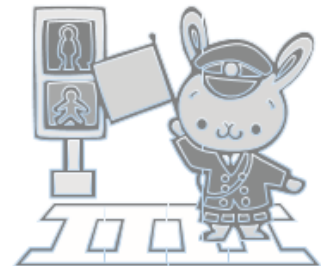
基金について

不測の事態に備えるため、年度繰越金の一部を積み立てていましたが、平成15年度の総会で会則を改正して基金を設置し、その目的と運用について明らかにしました。

PTA活動でけがをしたら!?

PTA活動に参加中または、参加の往復中に事故にあい、入院や通院等にいたった場合には、PTA安全互助制度から見舞金・保険金(通院費・入院費等)が給付される場合があります。

もしものときは、各校PTAまでご相談ください。



豊中市PTA連合協議会安全互助制度のてびき

発行 豊中市PTA連合協議会
(事務局) 豊中市教育委員会事務局 社会教育課内
〒561-8501…豊中市中桜塚 3-1-1
TEL (06) 6858-2582